

茂原市ハートフルフェスタ実行委員会設置要綱

平成 27 年 4 月 1 日

茂原市告示第 41 号

(設置)

第 1 条 本市における男女共同参画社会づくり推進関連事業を実施するため、茂原市ハートフルフェスタ実行委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会づくりに関する意識啓発
- (2) 男女共同参画社会づくりに資する地域活動の推進
- (3) その他男女共同参画社会づくりに必要と認められる事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、公募による者及び識見を有する者とし、市長が委嘱する。

3 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 2 名

4 役員は、委員の互選により選出する。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員の任期が始まって最初に行われる会議にあつては、市長がこれを招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、賛否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、茂原市企画財政部企画政策課内に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。